

3. 立憲政體の時、権限の分配に於ては、行政、司法、立法の三權を分立し、各々がその權限を行使することを以て、自由國家の基礎となる。

4. 立憲政體の成立には、國民の成熟したる程度に於て、政治的権利を行使する能力を具備し、國民の自由主義的精神が發露することを以て、立憲政體の基礎となる。

5. 立憲政體の維持には、國民の政治的権利を行使する能力を培養し、國民の自由主義的精神を發揚することを以て、立憲政體の基礎となる。

6. 立憲政體の維持には、國民の政治的権利を行使する能力を培養し、國民の自由主義的精神を發揚することを以て、立憲政體の基礎となる。

行政書
 行政書
 行政書
 行政書

三光 岩田 田中
 大川 田中 田中
 田中 田中 田中
 田中 田中 田中

日本立憲會 新憲法の精神を網羅

1. 立憲政體の維持には、國民の政治的権利を行使する能力を培養し、國民の自由主義的精神を發揚することを以て、立憲政體の基礎となる。